

多子世帯の保育所利用環境を整えます
きょうだいと同じ保育所に
通いやすくなるよう基準を改正します



ターゲット 4.2



ターゲット 17.17

2023年10月26日

郡山市こども部

保育課

課長 結城 弘勝

TEL：924-3548

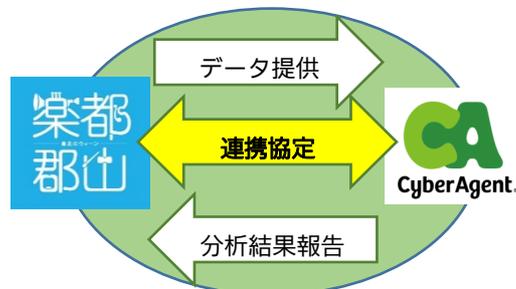
SDGs ターゲット 4.2 「すべての子どもが就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする」
SDGs ターゲット 17.17 「効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを推助・推進する」

きょうだいと同じ認可保育所に通いやすくなるよう、保育利用基準（入所の優先度を定める点数）を改正し、多子世帯が保育所を利用しやすい環境を整えます。

なお、今回の見直しに当たっては、株式会社サイバーエージェントとの連携協定（令和4年9月13日締結）による保育利用調整の実証実験を活用し、きょうだいがいる場合、いない場合、双方の入所率が公平になる基準点を得ることができました。

また、令和5年10月20日（金）に開催された「郡山市地方社会福祉審議会児童福祉専門分科会」で審議いただき、了承を得たものです。

- 1 目的 きょうだいで同じ認可保育施設に入所できるようにする
- 2 内容 保育利用基準点の改正
 - (1)異年齢きょうだい同時申込み 160点加点（新設）
 - (2)同年齢きょうだい同時申込み 200点加点（新設）
 - (3)きょうだいが既に認可保育施設に在所している場合 160点加点（旧：25点）
 - (4)申込児童が一人のひとり親等世帯の場合 160点加点（新設）
 - (5)世帯内に18歳未満の子が複数いる場合 2人目から1人あたり10点加点（旧：子が3人以上で10点）
- 3 効果 (1)保護者やこどもの負担軽減
(2)入所率の向上による待機児童の解消
- 4 適用日 令和5年11月1日から始まる令和6年4月入所申込みから
- 5 連携体制



- 6 その他 入所までの流れや見直し内容の詳細は別紙1のとおり



2024（令和6）年に郡山市は市制施行100周年を迎えます！！

ひらけ 未来へ こおりやま

きょうだい同施設入所のための保育利用基準点の見直しについて

1. 申込みから入所決定までの流れ（利用調整）

入所の選考方法は、保育施設ごとに定員を超えて申し込みがあった場合、保育利用基準点に基づき、保護者の就労状況や保育状況などを点数化し、点数の高い児童から入所を決定していくこととなります。

また、点数の高い児童から利用調整を行います。児童が希望する全ての保育施設で利用調整を行っても、入所が決まらなかった場合は入所保留となります。

2. 課題

利用調整の結果、きょうだいが別々の保育施設に入所となってしまうケースがあり、このことが保護者や児童の負担となっていました。

この課題を解決するためには、基準の見直しが有効と考えられたため、2つの仮説を設定しました。

(1) まだ入所していないきょうだいが同時に入所希望する場合

現行制度では、加点措置がなかったため、新たに基準点を設定する

(2) 既に上の子が入所していて、下の子が同じ施設へ入所希望する場合

現行制度でも加点措置があったが、さらに加点する

3. 保育利用基準点の改正に向けた分析手法

このような仮説のもと、きょうだい申込みの保育利用基準点の加点見直しを進めました。

具体的には、2022年4月と2023年4月の入所申込みのデータから、個人情報を除いて、連携協定を締結した㈱サイバーエージェントに提供、分析してもらい、そのデータを基に、きょうだい申込みの加点案を複数作り、それぞれで入所マッチングを行い、実際とシミュレーションとの入所率を比較しました。

その結果、入所率が向上し、きょうだいがいる、きょうだいがいない等の様々な属性の入所率が公平に上昇する加点は、次の通りとなりました。

	新基準	旧基準
(1)きょうだい同時申請（同年齢）（例：双子）	200	0
(2)きょうだい同時申請（異年齢）（例：3歳と1歳）	160	0
(3)きょうだい在所中	160	25
(4)親が疾病・障がい及び介護・看護、並びに父若しくは母又は両親が不在である場合（利用申請児童が1人の世帯に限る）	160	0
(5)世帯内に18歳未満の子が複数いる場合（2人目から1人あたり）	10	10（3人以上の場合）

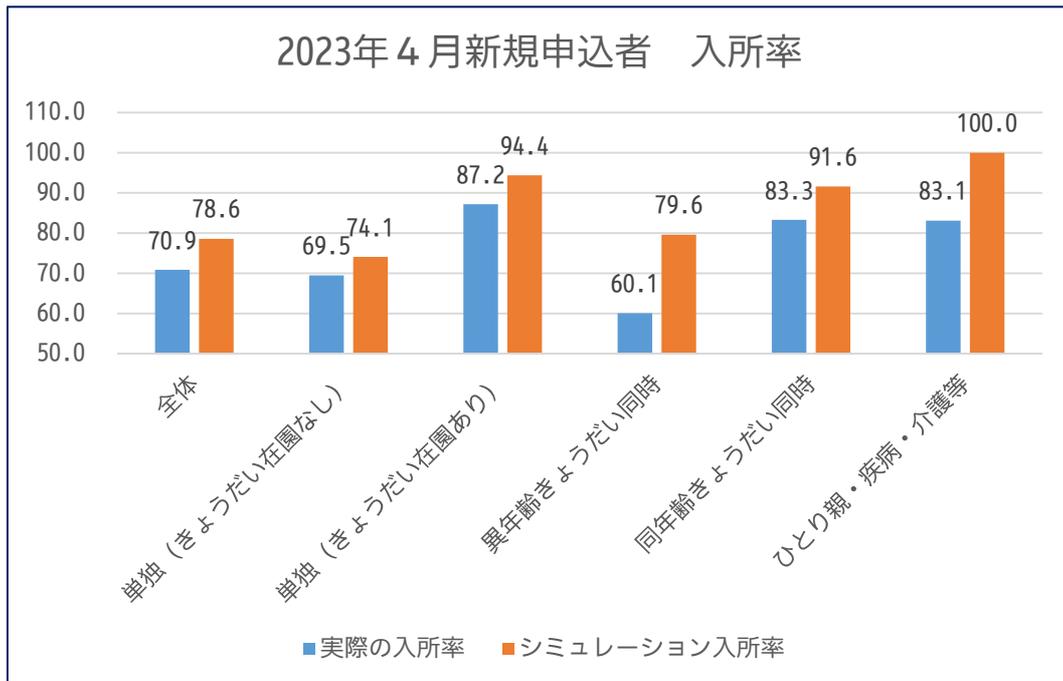
※(1) から(4)まではいずれか該当する点数のみ

※(4)は、きょうだいがいる世帯へ加点をすることで、相対的に入所率が下がる
ことが予想されたため、ひとり親世帯などは子が1人であっても同様に加点

※(5)は多子世帯への支援の拡充

4. シミュレーションによる分析結果

実際とシミュレーションによる入所率の比較は、次の通りとなりました。



シミュレーションの結果、きょうだいがいる場合、きょうだいがいない場合など様々な属性で入所率が向上しました。

全体の入所率は上昇しており（2022年4月の全体入所率も同様に上昇）、入所ミスマッチの解消に一定の効果があると考えられます。

また、ひとり親・親が疾病、介護等の世帯は、利用申請児童が一人であっても、加点したことで、入所率が100%にまで改善しています。

結果的には、ひとり親等の世帯が一番入所しやすい結果になりましたが、きょうだいがいる世帯よりも、社会的弱者の入所の優先度を下げることがなかった結果となっています。

5. 見直しの効果

見直し後の新しい保育利用基準点は、2023年11月1日から始まる令和6年4月入所の申込から適用します。

今回の改正により、これまでよりもきょうだいと同じ保育所に入所しやすくなることを見込まれ、多子世帯の育児負担が軽減されることが期待できます。

また、入所ミスマッチの解消により待機児童の解消にも繋がるものと考えています。